

# 健康保険組合および事業主が共同で実施する

## 健康診査事業の公表について

協和キリン健康保険組合  
理事長 村田 涉

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、委託先への提供、合併等に伴う提供、グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。協和キリン健康保険組合（以下、当健保組合という。）では、健康診査事業について、健診データを事業主と共同利用しております。

したがって、法律で求められている 共同利用する旨、共同利用する個人データ項目、共同利用する者の範囲、共同利用する者の利用目的、個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

### 1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当健保組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

「共同利用する健診データ項目について」を参照ください。

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

協和キリン株式会社他当健保組合加入事業主の健康管理スタッフおよびその責任者

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。

当健保組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨にのっとり、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

### 5. 健診データの管理責任者名（または名称）について

協和キリン健康保険組合	常務理事（個人情報取扱責任者）
協和キリン株式会社	人事部長
他の当健康保険組合加入事業主	個人情報取扱責任者